

平成24年度第3回東京都入札監視委員会定例審議概要

開催日及び場所	平成25年2月6日（水） 都庁第二本庁舎南側31階 特別会議室23
出席委員	元東京都労働委員会事務局長 立花 壯 介 上智大学法学部法律学科准教授 楠 茂 樹 日本女子大学家政学部住居学科教授 定行 まり子 弁 護 士 志 賀 こず江 弁 護 士 菅 沼 聖 也 （敬称略・計5名）
審議対象期間	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日
定例審議議案	平成23年度発注の工事契約の中から以下の指標により予定価格の高い順に事案を抽出し、定例審議の対象とした。 (1) 東京都入札監視委員会において審議を行った入札・契約制度に係る契約 ① 一般競争入札：低入札価格調査制度対象案件 ② 指名競争入札：技術実績評価型総合評価方式試行案件 (2) 入札方式等が異なっている案件 (3) 業種に偏りがなく、局事業と密接に関連した案件 (4) 起工局 ・発注件数が多く、近年、審議の対象となっていない局 ・公営企業局及び知事部局（各事業局及び財務局）のそれぞれから最低1件
一般競争入札契約	1件（低入札価格調査制度対象案件） ○平成23年度大井ふ頭その1・その2間水域中仕切護岸建設工事[港湾局所管]
指名競争入札契約	1件（技術実績評価型総合評価方式試行案件） ○朝霞浄水場ろ過池（H群）弁類補修工事[水道局所管]
委員からの主な意見・質問及び質疑応答	抽出した2件について、それぞれ当該工事の所管部局から内容説明を行った。委員からの主な意見、質問及びそれに対する回答は、別紙のとおりである。
委員会による審議結果報告	平成23年度に東京都（公営企業局を含む。）が締結した工事案件の中から上記のとおり抽出した2件の事案について、入札及び契約手続等の運用状況を審議した結果、いずれも契約制度が適正に運用されていることを確認した。 一般競争入札契約の事案については現行の制度に基づく低入札価格調査が実施され落札者が決定されたこと、指名競争入札契約の事案については技術実績評価型総合評価方式により、価格だけでなく技術的にも優れた業者が落札者に決定したものであることを認める。 なお、契約制度の適正性確保のため、以下の点について配慮をされたい。 ・低入札価格調査制度について、通常調査と特別重点調査のあり方について、今後も市場の実態等を考慮しながら、制度を検証していく必要がある。 ・総合評価について、極端な低価格入札の場合は、価格点で差がつかなくなり、技術点だけで落札者が決まってしまうという状況、また、技術者を育てるという観点などを踏まえた上で、これまで取り組んできたものをしっかりと検証して、技術面と価格面とのバランスが取れたよりよい制度設計に努めること。

平成24年度第3回東京都入札監視委員会審議概要 [部会報告、財務局からの報告]

<p>部会報告</p>	<p>平成24年第1回東京都入札監視委員会決定に基づき、東京都入札監視委員会部会として、楠部会長、岩島委員が、次のとおり都と業界団体との意見交換会に参加したことから、委員会に対して部会報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成24年9月 3日(月) (楠部会長・岩島委員出席) <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人東京都電設協会 ○平成24年9月 3日(月) (楠部会長・岩島委員出席) <ul style="list-style-type: none"> ・社団法人東京電業協会 ○平成24年9月12日(水) (楠部会長・岩島委員出席) <ul style="list-style-type: none"> ・社団法人東京建設業協会 <p>なお、意見交換会の概要については、別途公表する。</p> <p>また、平成25年1月17日に社団法人東京都中小建設業協会、2月6日に一般社団法人東京空調衛生工業会との意見交換会を行ったが、この報告については、次回以降の委員会で実施する。</p>
<p>委員からの意見等の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体からの意見は基本的に業界全体としての意見が中心となるが、中には本音の話もあり、非常に有益な部分もあった。 ○ 話の展開としてはやはり価格の話になりやすい。低入札の状況の中では、次の時代への投資ができないので技術者が育たない、機械を買えないという状況に対し、危機意識があるようだ。 ○ 以前より業界団体からは、工事案件における予定価格の事前公表を行っていることがダンピングの原因になっており、事前公表をやめて事後公表にしてもらいたいという要望があった。だが、事後公表でもダンピングは変わらず、業界団体の本音としては、公表の時期の話ではなく、価格を何とかしてほしい、あるいは、地域を何とかしてくれというのが一番言いたいことではないかと思う。総合評価をちゃんと機能させればその問題はなくなるのではないか。 ○ 地域性を重視してくれという意見もある。建設や土木が地域に支えられているという主張は分かるが、その根拠が不十分のように感じる。 ○ 受注者の責によらない工事中止や工事の延伸について、追加工事については当初の落札率をかけることになっており、都としては協議によって結論を出すということになっているが、受発注者間で温度差があるように感じる。 ○ 意見交換会は今回で3回目になるが、業界団体の本音がだんだん出てきていて、継続して実施している効果があると感じる。
<p>財務局からの報告</p>	<p>低入札価格調査制度に係る調査マニュアルの改正検討について他3件について、財務局から委員会に対して報告を行った。</p>

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p><議案1> 平成23年度大井ふ頭その1・その2間 水域中仕切護岸建設工事 [港湾局所管] ※低入札価格調査制度対象案件</p> <p>Q：本件契約はJV自主結成方式となっているが、これはどういう方式なのか。</p> <p>Q：本件契約の落札率は低いですが、このように落札率が低い工事は多いのか。</p> <p>Q：本件契約の落札率が低いのは、どのような背景があるのか。</p> <p>Q：17ものJVが入札に参加しているが、数としては多いのか。</p> <p>Q：一者無効となっているが、これはどういうことか。</p> <p>Q：低入札調査の審査書には、本件落札者が履行するのにあまり懸念がないという書きぶりのように読めるが、実態としてはどうなのか。</p> <p>Q：低入札調査において、追加の調査が必要となって調査が進まないようなケースはあるのか。</p> <p>意 見 価格競争が激しいと、特別重点調査の上か下かというところに一線が引かれて、そこにぎりぎり入れられるかという勝負になり、価格で差がつかなくなる。制度的にも検証の余地があるのではないか。</p>	<p>A：応募する事業者が任意に相手を選び、JVを結成して申込みを行う方式である。大型工事では、第1グループに当該工事の発注等級の事業者、第2グループとしては、それより下位の事業者でJVを結成する。</p> <p>A：今回のように落札率が低い案件は年に数件ある程度だと思う。</p> <p>A：背景までは分かりかねるが、希望が多いため低入札価格調査の対象となる工事は、工種によってはある。積算は積算基準に基づいて適正に行っている。</p> <p>A：多い方だと思う。</p> <p>A：積算内訳書を持ってこなかったため無効となっている。</p> <p>A：業者とのヒアリングで、数量が足りていること、価格が低い理由などを事細かにチェックして、この金額でちゃんと工事が行われるかを確認している。</p> <p>A：多くの事業者はきちんと積算しているため、港湾局で失格になったという事例は覚えがない。</p>

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p><議案2> 朝霞浄水場ろ過池（H群）弁類補修工事 [水道局所管] ※技術実績評価型総合評価方式試行案件</p> <p>Q：落札者以外は低入札価格調査に応じなかったのか。</p> <p>Q：技術点により順位が変わっているが、落札者は技術の何がよかったのか。他社との差異は何か。</p> <p>Q：工事の成績はどうだったのか。</p> <p>意 見 総合評価自体が優良な技術の事業者に着目した制度であるが、これがクリアされているのならばよい。</p> <p>Q：入札金額が調査基準価格に張り付いている状況だと、技術点の差を価格で挽回することが実質的に不可能になってしまうと思うのだが、実際の状況としてはどうか。</p> <p>Q：技術点が重視されると、特定の業者に落札が集中するなどの弊害はないのか。</p> <p>Q：技術点について、入札に参加した他社の点数が分かるのか。実際に何点ついたかが分かると、他社の技術点を推測して計算ができてしまうような懸念はないのか。</p> <p>Q：今回の工事についても、次の工事の技術点に加算されるのか。</p>	<p>A：多くの業者が特別重点調査の対象となっており、調査の辞退の申し出があった。</p> <p>A：入札者のうち、2つの会社には工事の実績がなかった。また、落札者については、優良工事表彰があったことと、配置予定技術者に優良工事の実績があったことがある。</p> <p>A：良好であった。</p> <p>A：本件については調査基準価格ぎりぎりであるが、水道局では水道管の工事が圧倒的に多く、水道管の工事だと低入札価格調査対象になるほど下がることはあまりなく、価格で落札者が決まることが多い。</p> <p>A：工事量が多いため、他案件を抱えたまま複数の案件に申し込むと、進捗率不足となり指名されないこととなる。このため、技術力が高い特定の会社が多くの工事を一手に受けるという状況は当局にはない。</p> <p>A：入札経過調書は公表されており、それを見れば、自社の点数も他社の点数も分かる。点数は工事を受注するごとに変わっていき、また、ある入札にどの会社が参加するかは分からないため、推測することは難しいと思う。また、総合評価は技術点と価格点の組み合わせで決まり、その組み合わせのバリエーションも多く、技術点のみで確実に落札できる状況にはないと思う。</p> <p>A：そのとおりである。</p>